

水道料金

下水道使用料

市設置型浄化槽使用料をそれぞれ統一します

地域ごとの料金体系となっている水道料金、下水道使用料、市設置型合併浄化槽使用料を、12月請求分から新しい料金体系にそれぞれ統一します。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

今号では、料金統一の経緯や新しい料金についてお知らせします。詳しいことは、本庁・水道局経営管理課（本渡浄化センター内）☎111へお尋ねください。

◆料金の計算方法…(基本料金+従量料金)×消費税(8%)
※円未満の端数がある場合は切り捨て。

【計算例】
口径13mmで月に20m³を使用した場合
※20m³は1世帯3人家族で一般的に使用されている量です。

基本料金	1,200円
従量料金	
8m ³ ×55円＝	440円
12m ³ ×220円＝	2,640円
小計	4,280円①
消費税(8%)	342円②
合計(①+②)	4,622円

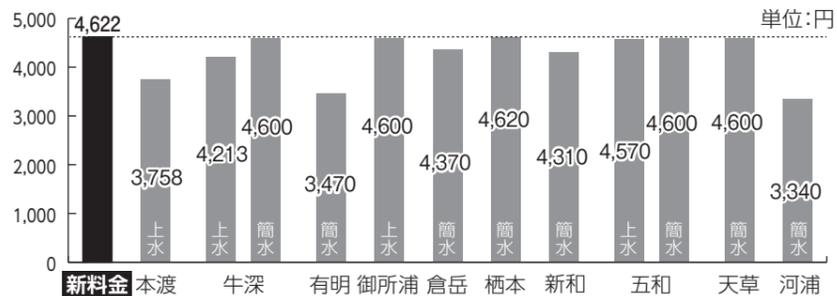
【参考】1m³(1,000ℓ)の水の目安
・2ℓ入りのペットボトル…500本分
・お風呂(200ℓ/回で換算)…5回分

新 水道料金

料金区分 用途区分	基本料金(1月につき)		従量料金(1m ³ につき)	
	メーター口径	料金	水量	料金
一般用	13mm	1,200円	1m ³ 以上	55円
	20mm	1,500円	8m ³ 以下	
	25mm	2,000円	9m ³ 以上	220円
	30mm	3,000円	30m ³ 以下	
	40mm	3,400円	31m ³ 以上	230円
	50mm	5,000円	50m ³ 以下	
	75mm	8,000円	51m ³ 以下	235円
100mm以上	16,000円	100m ³ 以上		
公衆浴場用	2,000円		101m ³ 以上	240円
一時用			1m ³ につき	260円

◆新料金と各地域の現行料金との比較
(口径13mmで月に20m³使用)

- ・上水…上水道。計画給水人口が5,001人以上の水道のこと。
 - ・簡水…簡易水道。計画給水人口が5,000人以下の水道のこと。
- ※計画給水人口…水道を整備するうえで目標とする給水人口のこと。



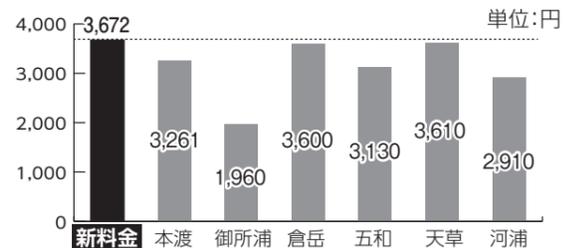
新 下水道使用料

◆料金の計算方法…(基本料金+従量料金)×消費税(8%)
※円未満の端数がある場合は切り捨て。

【計算例】一般用で月に20m³を使用した場合

基本料金	900円
従量料金	
8m ³ ×35円＝	280円
12m ³ ×185円＝	2,220円
小計	3,400円①
消費税(8%)	272円②
合計(①+②)	3,672円

◆新料金と各地域の現行料金との比較(一般用で月に20m³使用)



料金区分 汚水の種類	基本料金 (1月につき)	従量料金(1m ³ につき)	
		水量	料金
一般用	900円	1m ³ 以上	35円
		8m ³ 以下	
		9m ³ 以上	185円
		30m ³ 以下	
		31m ³ 以上	195円
		50m ³ 以下	
51m ³ 以下	210円		
100m ³ 以上			
101m ³ 以上	230円		
公衆浴場用	900円	1m ³ につき	20円

※地下水などを使用して量水器を設置していない場合の使用水量の計算方法… ●地下水などを使用＝世帯人員の1人目を8m³とし、1人増すごとに5m³を加算。●地下水などと水道を併用＝水道の使用水量に、世帯人員1人当たり3m³を加算。

使用者負担の公平を図るために

水道料金などは、平成18年の天草市発足当初に「同一のサービスは同一料金が望ましい」という考えのもと、3年以内に料金を統一することとし、平成21年度に統一料金を策定しました。しかし、湧水に悩まされてきた地域や水質が安定しなかった地域があるなど

の課題があったため、これらの課題解決を優先することとし、統一料金案よりも料金が上がった地域の料金引き下げのみを行いました。その後、水道区域内で水源の確保や給水施設の整備などに取り組み、路木ダム(河浦町)からの取水が始まるなど、おおむね安定的な供給体制が整いましたので、使用者負担の公平を図るため、料金を統一するものです。

下水道事業と市設置型浄化槽事業についても、汚水を処理するという同じサービスを提供していることから、それぞれ料金を統一するものです。

なお、市設置型浄化槽事業については、人槽区分による定額料金に統一し、下水道使用料や個人設置型浄化槽の維持管理経費との格差是正のため、料金を段階的に引き上げることとしています。

経営の健全化を図るために

水道事業・下水道事業などは、料金収入で経費をまかなう「独立採算制」が原則です。しかし、施設の維持管理経費や水を安定供給するための費用が収入を上回る状況が続いており、不足分は一般会計からの繰入金をあてています。

この繰入金財源は、市税や普通交付税(国から市の規模に応じて交付されるお金)ですが、普通交付税は平成28年度から段階的に減少し、同33年度には同26年度と比べて44億円も減ることが見込まれており、厳しい財政状況となること予想されます。

このようなことから、水道・下水道事業への一般会計からの繰入金を削減するとともに、事業経営の健全化を図るため料金を統一するものです。